

播磨町介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

回答作成日 平成29年3月8日

No.	質問	回答	備考
1	要支援1で現行サービスの提供時間が「9：30-12：30」入浴ありの方がいます。H29.4から利用できるサービスは？	生活援助型通所サービスには入浴はありません。入浴を必要とする場合は介護予防型通所サービスを利用していただくことになります。	
2	生活援助型通所サービスの基本チェックリストの判定基準は？	播磨町では国基準の基本チェックリストを使用します。判定基準も同様です。事業対象者に該当するかどうかを判定します。	
3	(現行相当サービスの利用者の状況として) 既利用者でサービス継続が必要な方とあるが、だれがどのように判断するのか？	本人・家族の希望やサービス担当者会議などにより自立支援に資するケアマネジメントにより、サービス利用内容を決定することになります。	
4	既存と総合事業と2つの単位はとれるか？	それぞれの人員基準、設備基準、運営基準に合致すれば指定可能です。	
5	生活援助型通所サービス、生活援助型訪問サービスの利用者は要支援1、要支援2、事業対象者の全員か？	要支援1、要支援2、事業対象者です。ケアマネジメントにより自立支援に資するために必要なサービスを計画する必要があります。	
6	事業所番号は、総合事業のサービスでも同じ番号が使用できるか？	総合事業の指定事業者となる場合は、事業所番号「28A～」と付番されます。ただし、介護保険事業所番号を既に付番されている事業所が、総合事業の指定事業所として同一場所・同一名称で一体的に事業を行う場合は、新たな番号の付番はされませんので、現行の事業所番号をそのまま使用します。	
7	生活援助型通所サービスについて、ニーズ見込みは？	現行サービスの月平均利用件数は152件です。新規サービスの利用については、今後のケアマネジメントにより個々に決定するため、数的な把握はできていません。	
8	介護給付、現行相当、生活援助型サービスを同一単位で一体的に提供する場合の人員基準は？	播磨町生活援助型訪問サービス及び生活援助型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第42条第2項「指定生活援助型通所サービス事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防型通所サービス事業者の指定を併せて受け、かつ生活援助型通所サービスの事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる」を参照してください。No.9も参照してください。	
9	介護職・看護職の「専従1人以上、必要数」の必要数はどう考えればよいか？	播磨町生活援助型訪問サービス及び生活援助型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第42条第1項「看護職員又は介護職員については利用者が15人までの場合にあつては生活援助型通所サービスの単位ごとに、当該生活援助型通所サービスを提供している時間帯に常時1人以上（専ら当該生活援助型通所サービスの提供に当たる者に限る。）、15人を超える場合にあつては、利用者の数に応じて必要と認められる員数を加える。」としています。利用者の安心・安全を確保しながら介護予防に資する内容のサービスを提供できる人員数と考えてください。	
10	生活援助型通所サービスを利用した場合、事業所規模区分を決める利用者数にカウントされるか？	指定通所介護と生活援助型通所サービスを一体的に行う場合は、指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数には、生活援助型通所サービスの利用者数は含めず、指定通所介護事業所の利用定員の利用者数にも含めません。 なお、指定通所介護と介護予防型通所サービス（総合事業の現行相当サービス）を一体的に行う場合は、指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数に総合事業の現行相当サービスの利用者数を含めて計算し、指定通所介護事業所の利用定員の利用者数に含めることとなります。 (平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)問51参照)	

No.	質問	回答	備考
11	月の途中で、介護予防型通所サービスと生活援助型通所サービスの利用を変更できるか？	月の途中での変更は可能です。生活援助型通所サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割りの算定を行います。月額包括報酬の日割り請求については、平成27年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」I-資料9を参照してください。なお、契約日については、利用者と事業所との合意があれば、利用開始予定日等を用いても差し支えありません。	
12	平成27年3月31日以前に指定を受けている場合、現行相当サービスのみを4月1日から実施するには指定申請の時期はいつか？	みなし指定の期間が平成30年3月31日までありますので、平成29年4月1日以降平成30年3月31日までに指定申請してください。ただし、指定には1月程度を要します。	
13	生活支援型通所サービスを新規開設する場合、他市町の被保険者の受け入れは可能か？可能であれば必要な手続きは？	生活援助型通所サービスは、播磨町の指定基準による指定が必要です。同様に他市町の被保険者の利用には、利用者の保険者である市町の指定基準による指定が必要です。	
14	現在、要介護、要支援認定者を対象に通所介護事業を36名の定員で実施している。この定員内で総合事業も実施できるか？	現行相当サービスは既存サービスに含めることができます。しかし、緩和型サービスは町指定の新規サービスであるため既存事業とは別に定員を定める必要があります。現行の36人に新たな定員を追加する必要があります。	
15	サービスコードはCSV形式で提供可能か？	CSV形式で提供を予定しています。	
16	限度額管理において管理対象とするサービスは現行相当及び緩和したサービス①のみと解釈してよいか。	指定事業によるサービスが限度額管理の対象です。	
17	給付制限対象となるサービス範囲は何処までとなるのか。	新しい総合事業は給付制限の対象外とします。被保険者証に給付制限の記載がされている場合は、介護給付及び介護予防給付は給付制限の対象となりますが、新しい総合事業については給付制限の対象とはなりません。	
18	事業対象者選定のチェックリストの実施者は包括支援センター職員に限定されるのか、また委託事業所の場合は委託先ケアマネジャーでの実施を可能とするのか。	地域包括支援センター職員で実施します。	
19	事業対象者が訪問のみ、又は通所のみ利用である場合は要支援2と同等利用は可能か。もし不可能な場合はどのような対処をするのか。	播磨町では認定の枠組みを超えての利用は考えておらず、ヘルパーを3回、通所を2回利用したい場合は更新申請をして下さい。	
20	住所地特例者以外での（住所を移さず子の方に引き取られている）場合の取り扱いはどのような手続きが必要か、又確認などはどの様に行うのか。（サービスを受けている市町村のサービスコードを使用するのか住所地保険者のサービスコードを使用するのか？）	サービスコードは住所地保険者を使用する。他市でのサービスを利用する場合は事業所がみなし指定の期間は利用できるが、その後は播磨町の指定を受ける必要がある。	
21	給付管理において予防給付対象サービスと総合事業サービスの両方を利用している場合は国保連合会のみ提出か事業ごとでの提出か。（国保連と市町村別に分けるのか）	請求は国保連に委託予定である為、特に分ける必要はありません。ただし、予防給付と総合事業を併用する場合はケアマネジメント費は予防給付となります。	
22	現在 要支援認定者で4月以降、総合事業のみ利用する利用者は予防支援・予防ケアマネジメント作成届を提出しなければならないのか。	更新時に事業対象者となればケアマネジメント作成届を提出が必要です。受理後、事業対象者であることを印字した保険証を交付します。	
23	緩和型サービスを行う事業所について名称や住所の一覧等の提示はあるのか。	ホームページにて掲載予定。	

No.	質問	回答	備考
24	訪問型サービスを新規に利用する場合で認知症がなく生活援助のみを希望する場合は第一選択として緩和型サービスを利用することとなるのか。個別のケアマネジメントによるとすると、その判断基準は如何か。	サービス利用内容を検討するにあたっては、本人の納得及びケアマネジャーのアセスメントにより判断願いたい。（特に判断基準を示すことはしない）自立支援に資することが前提と考えている。	
25	サービス事業のうち、シルバーエプロンサービスのみを利用する場合は、どのようなケアマネジメントを行うのか。ケアマネジメント（A）のプロセスにおいて給付管理と報酬が発生しないということになるのか、一般介護予防事業と同様につながることでのみで終了としてよいのか。国が示す類型のケアマネジメントB・Cが近いと思われるが如何か。	エプロンサービスはサービスAの位置づけである為、ケアマネジメントも現行相当プランAと考えています。	
26	事業対象者の認定について、平成29年4月更新勸奨対象者（5月31日有効期間満了の者）からの取扱でよいのか。	事業施行は4月であるため、4月更新（5月末有効期間満了者）からと考えてください。更新時には更新するメリット、更新しないで事業対象者となるメリットを本人、家族によく説明し納得の上で選択できるよう支援をお願いします。	